

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年3月28日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役会長兼社長 岩崎 俊博
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	上海株式指数・上証50連動型上場投資信託
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成24年9月28日から平成25年9月26日まで) 1,000億円を上限とします。 *なお、継続申込期間（以下「申込期間」といいます。） は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出すること によって更新されます。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成24年9月27日付をもって提出した有価証券届出書（平成25年1月29日提出の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み、以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3)ファンドの仕組み

（前略）

委託会社の概況

委託会社

（中略）

・資本金の額

平成24年8月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

（中略）

・大株主の状況(平成24年8月末現在)

（以下略）

<訂正後>

(3)ファンドの仕組み

（前略）

委託会社の概況

委託会社

（中略）

・資本金の額

平成25年2月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

（中略）

・大株主の状況(平成25年2月末現在)

（以下略）

2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)投資方針

(前略)

指定投資信託証券（2013年1月29日現在）
(1) 対象株価指数への連動を目指すもの
ニュー・ノムラ・チャイナ・インベストメント・ファンド - チャイナAシェアーズ・インデックス・ファンド（外国投資信託）
上証50指数マザーファンド
(2) 安定した収益と流動性の確保を図ることを目指すもの
野村マネーポートフォリオ マザーファンド

(以下略)

<訂正後>

(1)投資方針

(前略)

指定投資信託証券（2013年3月28日現在）
(1) 対象株価指数への連動を目指すもの
ニュー・ノムラ・チャイナ・インベストメント・ファンド - チャイナAシェアーズ・インデックス・ファンド（外国投資信託）
上証50指数マザーファンド
(2) 安定した収益と流動性の確保を図ることを目指すもの
野村マネーポートフォリオ マザーファンド

(以下略)

<訂正前>

(2)投資対象

(前略)

(参考) 投資対象とする投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成25年1月29日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個別に時点の記載がある場合を除きます。)

今後、投資対象とする投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、投資対象から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合があります。

（以下略）

<訂正後>

(2)投資対象

（前略）

（参考）投資対象とする投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成25年3月28日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです（個別に時点の記載がある場合を除きます。）。

今後、投資対象とする投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、投資対象から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合があります。

（以下略）

<訂正前>

(3)運用体制

（前略）

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(3)運用体制

（前略）

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

上海株式指数・上証50連動型上場投資信託に関する留意点

（前略）

これらの記載は、平成25年1月29日時点で委託者が確認できる情報に基づいたものです。税率等は、現地の税制が変更された場合等は変更になる場合があります。

<訂正後>

上海株式指数・上証50連動型上場投資信託に関する留意点

（前略）

これらの記載は、平成25年3月28日時点で委託者が確認できる情報に基づいたものです。税率等は、現地の税制が変更された場合等は変更になる場合があります。

4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3)信託報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.9975%（税抜年0.95%）以内で委託会社が定める率（平成25年1月30日現在年0.819%（税抜年0.78%））（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

<委託会社>

年0.73%

<受託会社>

年0.05%

*上記配分は、平成25年1月30日現在の信託報酬率における配分です。

（中略）

ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、平成25年1月30日現在で想定される概算値は以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬は変動します。

実質的な信託報酬率（税込・年率）の概算値
0.82%～0.99%程度

<訂正後>

(3)信託報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.9975%（税抜年0.95%）以内で委託会社が定める率（平成25年3月28日現在年0.819%（税抜年0.78%））（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

酬率」といいます。)を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<受託会社>
年0.73%	年0.05%

*上記配分は、平成25年3月28日現在の信託報酬率における配分です。

(中略)

ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、平成25年3月28日現在で想定される概算値は以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬は変動します。

実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値
0.82%~0.99%程度

<訂正前>

(4)その他の手数料等

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。なお、受益権の上場に係る費用および対象株価指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下、「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

平成25年1月29日現在、商標使用料は以下の通りです。

純資産総額に対し、年率0.04%を乗じて得た額とします。ただし、最低20万人民元相当額とする。(20万人民元相当額を下回る場合は、当該年の商標使用料は20万人民元相当額とする。)

平成25年1月29日現在、受益権の上場に係る費用は以下の通りです。

- ・上場手数料：追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時及び新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.007875%(税抜0.0075%)。
- ・上場の年賦課金：毎年末の純資産総額に対して、最大0.007875%(税抜0.0075%)。

(以下略)

<訂正後>

(4)その他の手数料等

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。なお、受益権の上場に係る費用および対象株価指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下、「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

平成25年3月28日現在、商標使用料は以下の通りです。

純資産総額に対し、年率0.04%を乗じて得た額とします。ただし、最低20万人民元相当額

とする。（20万人民元相当額を下回る場合は、当該年の商標使用料は20万人民元相当額とする。）

平成25年3月28日現在、受益権の上場に係る費用は以下の通りです。

- ・ 上場手数料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時及び新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.007875%（税抜0.0075%）。
 - ・ 上場の年賦課金：毎年末の純資産総額に対して、最大0.007875%（税抜0.0075%）。
- （以下略）

5 運用状況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

以下は平成25年1月31日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	16,241,510,102	99.67
	ケイマン	3,869,991,486	23.74
	小計	20,111,501,588	123.41
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,816,266,456	23.41
合計(純資産総額)		16,295,235,132	100.00

<ご参考>

「上証50指数マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	オランダ	8,580,301,000	52.82
	イギリス	3,788,070,000	23.32
	小計	12,368,371,000	76.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,873,517,000	23.84
合計(純資産総額)		16,241,888,000	100.00

「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	333,981,907	32.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		708,480,904	67.96
合計(純資産総額)		1,042,462,811	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資信託受益証券	上証50指数マザーファンド	16,083,888,000	1.0000	16,083,888,000	1.0098	16,241,510,102	99.67
2	ケイマン	投資信託受益証券	ニュー・ノムラ・チャイナ・インベストメント・ファンド - チャイナAシェアーズ・インデックス・ファンド	379,746	10,191	3,869,991,486	10,191	3,869,991,486	23.74

<ご参考>

「上証50指数マザーファンド」

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	イギリス	社債券	S) MUNICIPALITY FINANCE PLC	3,300,000,000	112.60	3,715,800,000	114.79	3,788,070,000	0	2014/3/14	23.32
2	オランダ	社債券	S) RABOBANK	2,260,000,000	135.33	3,058,458,000	138.01	3,119,026,000	0	2014/3/19	19.20
3	オランダ	社債券	S) RABOBANK	1,500,000,000	142.10	2,131,500,000	144.91	2,173,650,000	0	2013/12/27	13.38
4	オランダ	社債券	S) RABOBANK	1,250,000,000	142.59	1,782,375,000	145.45	1,818,125,000	0	2013/9/27	11.19
5	オランダ	社債券	S) RABOBANK	1,000,000,000	144.06	1,440,600,000	146.95	1,469,500,000	0	2013/12/20	9.04

「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫短期証券 第331回	90,000,000	99.99	89,998,968	99.99	89,998,968		2013/2/4	8.63
2	日本	国債証券	国庫短期証券 第300回	90,000,000	99.99	89,998,020	99.99	89,998,020		2013/2/12	8.63
3	日本	国債証券	国庫債券 利付(2年)第302回	13,300,000	100.01	13,301,980	100.01	13,301,980	0.2	2013/3/15	1.27
4	日本	国債証券	国庫短期証券 第320回	10,000,000	99.99	9,999,878	99.99	9,999,878		2013/2/4	0.95
5	日本	国債証券	国庫短期証券 第321回	10,000,000	99.99	9,999,649	99.99	9,999,649		2013/2/12	0.95
6	日本	国債証券	国庫短期証券 第323回	10,000,000	99.99	9,999,490	99.99	9,999,490		2013/2/18	0.95
7	日本	国債証券	国庫短期証券 第324回	10,000,000	99.99	9,999,301	99.99	9,999,301		2013/2/25	0.95
8	日本	国債証券	国庫短期証券 第327回	10,000,000	99.99	9,999,122	99.99	9,999,122		2013/3/4	0.95
9	日本	国債証券	国庫短期証券 第328回	10,000,000	99.98	9,998,943	99.98	9,998,943		2013/3/11	0.95
10	日本	国債証券	国庫短期証券 第330回	10,000,000	99.98	9,998,752	99.98	9,998,752		2013/3/18	0.95
11	日本	国債証券	国庫短期証券 第332回	10,000,000	99.98	9,998,620	99.98	9,998,620		2013/3/25	0.95
12	日本	国債証券	国庫短期証券 第334回	10,000,000	99.98	9,998,525	99.98	9,998,525		2013/3/28	0.95
13	日本	国債証券	国庫短期証券 第335回	10,000,000	99.98	9,998,236	99.98	9,998,236		2013/4/8	0.95
14	日本	国債証券	国庫短期証券 第336回	10,000,000	99.98	9,998,066	99.98	9,998,066		2013/4/15	0.95
15	日本	国債証券	国庫短期証券 第339回	10,000,000	99.97	9,997,930	99.97	9,997,930		2013/4/22	0.95
16	日本	国債証券	国庫短期証券 第341回	10,000,000	99.97	9,997,658	99.97	9,997,658		2013/4/30	0.95
17	日本	国債証券	国庫短期証券 第342回	10,000,000	99.97	9,997,580	99.97	9,997,580		2013/5/7	0.95
18	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第71回	400,000	100.20	400,800	100.20	400,800	1.3	2013/3/20	0.03
19	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第70回	300,000	100.12	300,389	100.12	300,389	0.8	2013/3/20	0.02

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		123.41
合計		123.41

<ご参考>

「上証50指数マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
社債券		76.15
合計		76.15

「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		32.03
合計		32.03

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

平成25年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)		大阪証券取引所 取引価格 (終値・1口 当たり円)
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1期 (2008年7月8日)	14,164	14,164	34,888	34,888	34,950
第2期 (2009年7月8日)	23,788	23,788	33,984	33,984	30,350
第3期 (2010年7月8日)	27,695	27,695	21,981	21,981	23,000
第4期 (2011年7月8日)	27,102	27,102	21,804	21,804	20,090
第5期 (2012年7月8日)	12,902	12,902	17,569	17,569	16,860
2012年1月末日	15,809		17,703		16,430
2月末日	16,178		19,575		18,520
3月末日	14,303		18,341		17,210
4月末日	15,167		19,449		18,040
5月末日	14,658		18,795		17,410
6月末日	12,767		17,386		17,010
7月末日	12,113		16,495		15,780
8月末日	11,627		15,833		14,850
9月末日	11,662		15,881		15,010
10月末日	11,603		16,175		15,550
11月末日	11,642		16,229		15,820
12月末日	14,002		19,519		19,380
2013年1月末日	16,295		22,715		22,120

決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

分配の推移

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0000 円
第2期	0.0000 円
第3期	0.0000 円
第4期	0.0000 円
第5期	0.0000 円

収益率の推移

期	収益率
第1期	49.8 %
第2期	2.6 %
第3期	35.3 %
第4期	0.8 %
第5期	19.4 %
第6期(中間期)	19.7 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

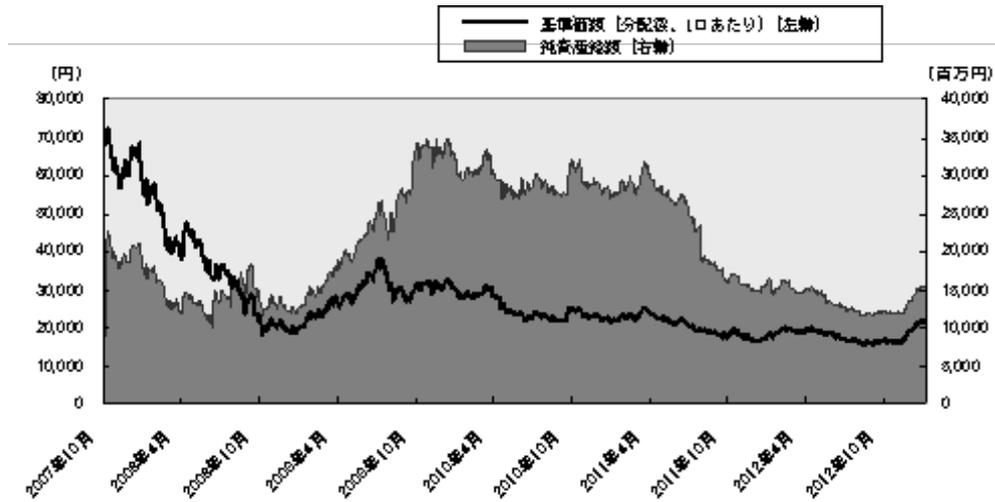
(4)設定及び解約の実績

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	406,000		406,000
第2期	294,000		700,000
第3期	560,000		1,260,000
第4期		17,006	1,242,994
第5期		508,614	734,380
第6期(中間期)		16,995	717,385

本邦外における設定及び解約の実績はありません。
交換口数を表示しております。

< 参考情報 > 運用実績（2013年1月31日現在）

[基準価額・純資産の推移]（日次：設定来）



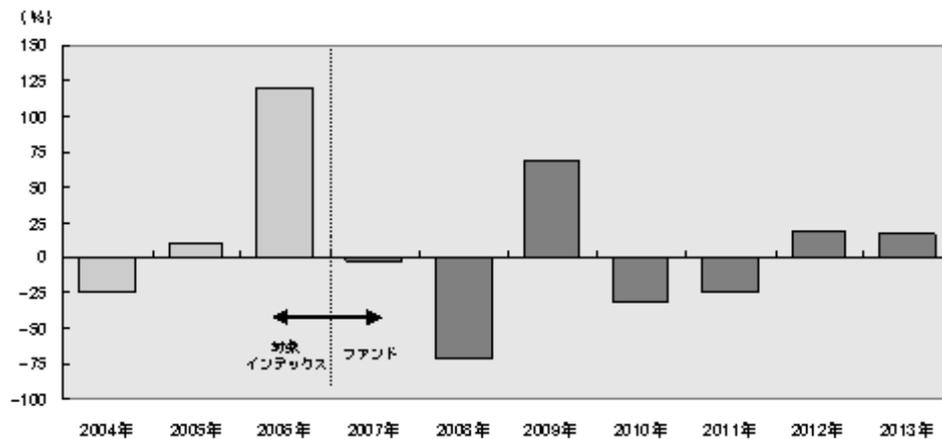
[分配の推移]（1口あたり、課税前）

2012年7月	0 円
2011年7月	0 円
2010年7月	0 円
2009年7月	0 円
2008年7月	0 円
設定来累計	0 円

[主要な資産の状況]

銘柄別投資比率		
順位	銘柄	投資比率 (%)
1	上証50指数マザーファンド	99.7
2	ニュー・ノムラ・チャイナ・インベストメント・ファンド－ チャイナAシェアーズ・インデックス・ファンド	23.7

[年間収益率の推移]（暦年ベース）



- ・ ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ 2004年から2006年は対象インデックスの年間収益率。（ただし、2004年は2月から年末までの収益率）
- ・ 2007年は設定日（2007年10月22日）から年末までのファンドの収益率。
- ・ 2013年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

2 換金(解約)手続等

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(a) 信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者が、原則として毎月一回の一部解約の実行の請求日として定める日の2営業日前の日の委託者が別に定める時限（午後3時）までに、委託者が別に定める一定口数の受益権をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日における一部解約の実行の請求については、当該請求の受付けを行なうことができます。

平成25年1月29日現在、最小解約口数は2万口

（以下略）

<訂正後>

(a) 信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者が、原則として毎月一回の一部解約の実行の請求日として定める日の2営業日前の日の委託者が別に定める時限（午後3時）までに、委託者が別に定める一定口数の受益権をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日

における一部解約の実行の請求については、当該請求の受付けを行なうことができます。

平成25年3月28日現在、最小解約口数は2万口

（以下略）

3 資産管理等の概要

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(5)その他

（前略）

（f）金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益権について、別に定める金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとしてします。

平成25年1月29日現在、「別に定める金融商品取引所」は次の通りです。
大阪証券取引所

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとしてします。

（以下略）

<訂正後>

(5)その他

（前略）

（f）金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益権について、別に定める金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとしてします。

平成25年3月28日現在、「別に定める金融商品取引所」は次の通りです。
大阪証券取引所

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとしてします。

（以下略）

4 受益者の権利等

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者が、原則として毎月一回の一部解約の実行の請求日として定める日の2営業日前の日の委託者が別に定める時限（午後3時）までに、委託者が別に定める一定口数の受益権をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日における一部解約の実行の請求については、当該請求の受付けを行なうことができます。

平成25年1月29日現在、最小解約口数は2万口
（以下略）

<訂正後>

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者が、原則として毎月一回の一部解約の実行の請求日として定める日の2営業日前の日の委託者が別に定める時限（午後3時）までに、委託者が別に定める一定口数の受益権をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日における一部解約の実行の請求については、当該請求の受付けを行なうことができます。

平成25年3月28日現在、最小解約口数は2万口
（以下略）

第3【ファンドの経理状況】

1 財務諸表

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 につきましては、以下の「中間財務諸表」が追加されます。

<中間財務諸表>

上海株式指数・上証50連動型上場投資信託

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間(平成24年7月9日から平成25年1月8日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

上海株式指数・上証50連動型上場投資信託

(1)中間貸借対照表

科目	期別	第6期中間計算期間末 平成25年1月8日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		120,316,904
社債券		15,019,858,000
未収利息		318
その他未収収益		7,926,491
流動資産合計		15,148,101,713
資産合計		15,148,101,713
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		3,231,735
未払委託者報酬		58,171,195
その他未払費用		6,166,975
流動負債合計		67,569,905
負債合計		67,569,905
純資産の部		
元本等		
元本		49,828,127,330
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()		34,747,595,522
元本等合計		15,080,531,808
純資産合計		15,080,531,808
負債純資産合計		15,148,101,713

(2)中間損益及び剰余金計算書

科目	期別	第6期中間計算期間 自平成24年7月9日 至平成25年1月8日 金額(円)
営業収益		
受取利息		65,796
有価証券売買等損益		2,513,096,000
その他収益		7,926,491
営業収益合計		2,521,088,287
営業費用		
受託者報酬		3,231,735
委託者報酬		58,171,195
その他費用		3,628,244
営業費用合計		65,031,174
営業利益		2,456,057,113
経常利益		2,456,057,113
中間純利益		2,456,057,113
一部交換に伴う中間純利益金額の分配額		
期首剰余金又は期首欠損金()		38,105,962,345
剰余金増加額又は欠損金減少額		902,309,710
中間一部交換に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		902,309,710
剰余金減少額又は欠損金増加額		
分配金		
中間剰余金又は中間欠損金()		34,747,595,522

(3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 社債券 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 その他	当ファンドの計算期間は、平成24年7月9日から平成25年7月8日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成24年7月9日から平成25年1月8日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第6期中間計算期間末 平成25年1月8日現在	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	717,385 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	34,747,595,522 円
3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	21,022 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第6期中間計算期間末 平成25年1月8日現在	
1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2 時価の算定方法 社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(重要な後発事象に関する注記)

第6期中間計算期間 自 平成24年7月9日 至 平成25年1月8日
当ファンドの信託約款について、主要な投資対象を以下の「別に定める投資信託証券」とする変更を行ない、平成25年1月30日より適用しております。 外国投資信託 ニュー・ノムラ・チャイナ・インベストメント・ファンド - チャイナAシェアーズ・インデックス・ファンド 親投資信託 上証50指数マザーファンド 親投資信託 野村マネーポートフォリオ マザーファンド

(その他の注記)

1 元本の移動

第6期中間計算期間 自 平成24年7月9日 至 平成25年1月8日	
期首元本額	51,008,566,040 円
期中追加設定元本額	円
期中一部交換元本額	1,180,438,710 円

2 デリバティブ取引関係

第6期中間計算期間末(平成25年1月8日現在)
該当事項はございません。

2 ファンドの現況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

純資産額計算書 平成25年1月31日現在

資産総額	20,175,791,744	円
負債総額	3,880,556,612	円
純資産総額(-)	16,295,235,132	円
発行済口数	717,385	口
1口当たり純資産額(/)	22,715	円

<ご参考>

「上証50指数マザーファンド」

資産総額	16,241,888,000	円
負債総額		円
純資産総額(-)	16,241,888,000	円
発行済口数	16,083,888,000	口
1口当たり純資産額(/)	1.0098	円

「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」

資産総額	1,142,801,676	円
負債総額	100,338,865	円
純資産総額(-)	1,042,462,811	円
発行済口数	1,037,623,743	口
1口当たり純資産額(/)	1.0047	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)資本金の額

平成24年8月末現在、17,180百万円

（以下略）

<訂正後>

(1)資本金の額

平成25年2月末現在、17,180百万円

（以下略）

2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成25年1月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	755	11,358,815
単位型株式投資信託	48	363,513
追加型公社債投資信託	18	5,095,322
単位型公社債投資信託	4	51,490
合計	825	16,869,139

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスター トラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融 機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営 法)に基づき信託業務を営んでいます。

*平成24年7月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社 シティグループ証券株式会社	10,000百万円 96,307百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品 取引業を営んでいます。

*平成24年7月末現在

<訂正後>

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスター トラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融 機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営 法)に基づき信託業務を営んでいます。

*平成25年1月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社 シティグループ証券株式会社	10,000百万円 96,307百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品 取引業を営んでいます。

*平成25年1月末現在

独立監査人の中間監査報告書

平成25年3月1日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている上海株式指数・上証50連動型上場投資信託の平成24年7月9日から平成25年1月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、上海株式指数・上証50連動型上場投資信託の平成25年1月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年7月9日から平成25年1月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。